

新潟県立精神医療センター電話交換業務委託契約書（案）

委託者 新潟県立精神医療センター（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、電話交換業務の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）業務の名称 新潟県立精神医療センター電話交換業務。
- （2）業務の内容 別紙、電話交換業務委託仕様書のとおり。
- （3）実施場所 新潟県立精神医療センター庶務課・経営課内、医局、その他管理外来棟。
- （4）実施方法 本契約書及び電話交換業務委託仕様書に基づき誠実に実施するものとする。

（指揮権限）

第2条 業務を遂行するために必要な権限は、甲が乙に付与し、運営及び指揮の権限は、乙が有する。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。

金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（金 円）

支払区分表は別紙のとおり。

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料の額に110分の10を乗じて得た額である。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務を第三者（以下「再委託先」という。）に対し、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務に違反した時は、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(業務代理人)

第7条 乙は、業務の実施に関し、その運営・管理をつかさどる業務代理人を定め、書面をもって甲に通知するものとする。業務代理人を変更したときも同様とする。

(業務の労務管理)

第8条 乙は、病院管理に関する諸規程を遵守するとともに、業務員の服務、規律維持に関して一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行について、必要な業務員を確保し業務に支障をきたさないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

(秘密の保持及び個人情報)

第9条 乙及び乙の業務員は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。特に個人情報の取扱いについて別記に定めるものとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(実施調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第11条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その発生が、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(業務報告書の提出)

第12条 乙は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「業務報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

- 第13条 甲は、業務報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。
- 2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。
- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

(委託料の支払い)

- 第14条 乙は、業務の成果が合格したときは、新潟県病院局財務規程に定めるところにより、毎月、前月分の委託料の請求書を別に定める区分に従い甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約解除することができる。
- 2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。
 - (3) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
 - (4) 甲の委託方針が変更されたとき。
 - (5) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。
- 4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。
- 5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

- 第16条 甲は前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があった

ことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したと認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から第8号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、この契約に定める業務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に対する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第 18 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

長岡市寿2丁目4番1号

甲 新潟県立精神医療センター
院長 細木俊宏

乙

令和8年度 電話交換業務委託支払区分

区 分	業務料(円)	消費税(円)	委託料(円)	備 考
令和8年4月分				
令和8年5月分				
令和8年6月分				
令和8年7月分				
令和8年8月分				
令和8年9月分				
令和8年10月分				
令和8年11月分				
令和8年12月分				
令和9年1月分				
令和9年2月分				
令和9年3月分				
合計				